

はじめに

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。（いじめ防止対策推進法より）

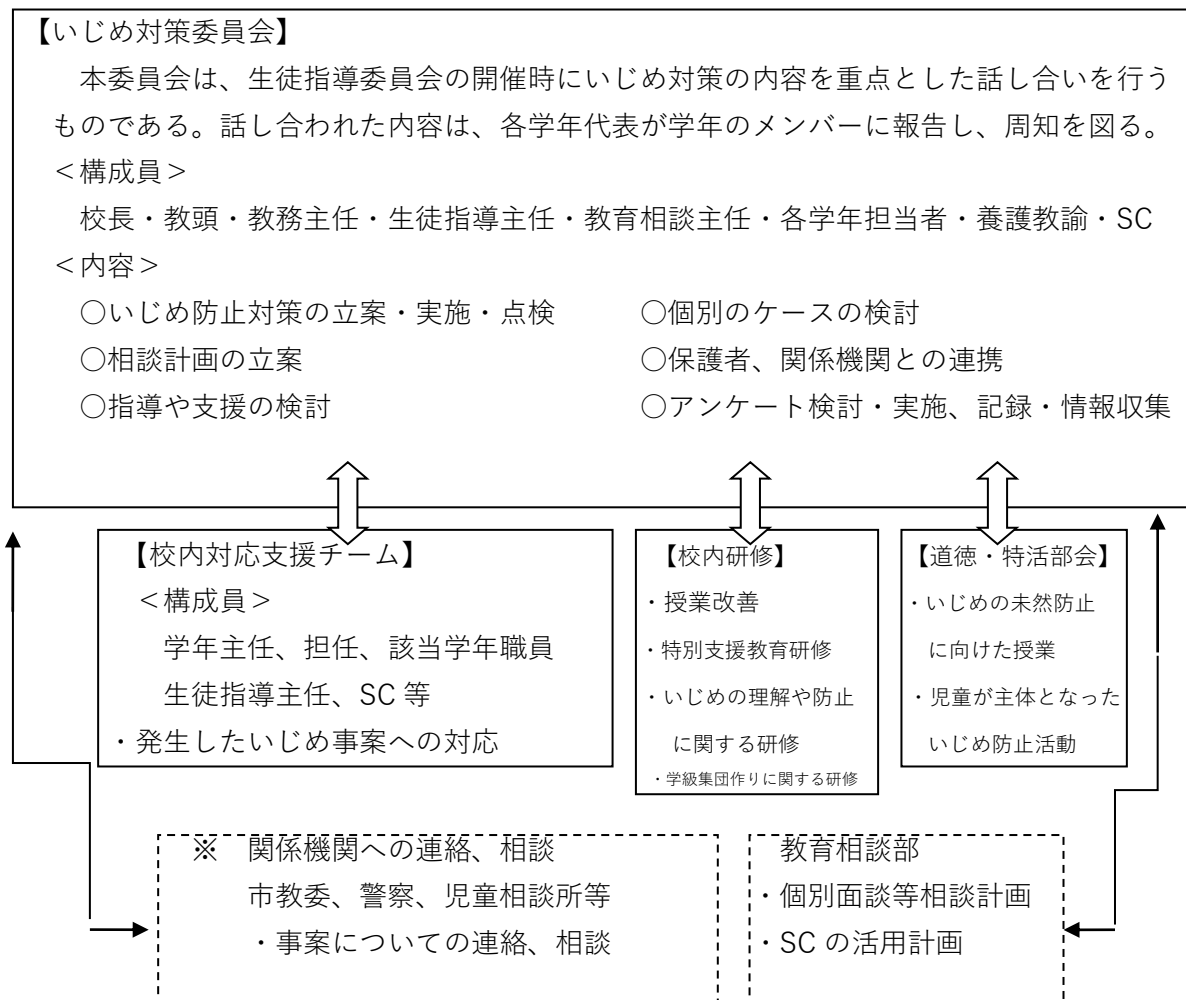
市は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第 3 条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1 いじめ防止基本方針策定に当たって

（1）細井小学校の基本的な考え方や方針

- ① 全ての児童と教職員が、「いじめを絶対に許さない」という共通認識のもと、いじめのない学校づくりを進める。←いじめられる側に原因があるという考えはなくす。
- ② いじめ防止に関わる各種対策により、本校児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に主体的に取り組むことができるようにする。
- ③ 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる教育活動を実践する。
- ④ 道徳、特別活動を中心とし、全ての教育活動を通して、高い規範意識や集団のよりよい在り方について考えられるようにする。

2 組織及び校内体制について



3 いじめ未然防止にむけた取り組み

(1) 教育活動の充実

- 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う取り組みの充実
 - ・わかる授業の工夫
 - ・道徳の時間の充実
 - ・コミュニケーション能力の育成
 - ・集団活動、体験活動の充実
- 規範意識を高める
 - ・集団生活を送る上でのルールやマナーについての指導
 - ・「細井小の約束」の徹底、ソーシャルスキルトレーニング等による人間関係作り
- 児童の多様な個性を認め合う望ましい集団づくり、配慮が必要な児童への適切な支援
- 児童主体のいじめ防止活動の充実
 - ・いじめは許されないことを児童自ら気づかせる人権教育の推進
- 生徒指導の充実
 - ・児童の多面的な見取りや教職員間の情報共有による生徒指導

(2) 研修や啓発活動の充実

- 教職員の研修と情報交換の場を充実させる。
 - ・職員会議・校内研修等を活用した、情報の共有といじめ対策の推進
- 保護者や地域への啓発活動の実施
 - ・学級、学年懇談会や新入生保護者説明会等における啓発活動の実施、学校からのお便り
- 地域と連携し、人間性豊かな児童の育成を図る。
 - ・地域行事等への児童の積極的な参加の呼びかけ

(3) 指導計画

PLAN	・いじめ対策委員会の設置 ・いじめアンケートによる実態把握（毎月1回実施） ・年間指導計画の作成
DO	・教育相談の実施（11月） ・道徳等によるいじめ防止関連授業の実施 ・人権月間の実施 ・全校集会での話 ・児童が主体となったいじめ防止活動
CHECK	・いじめ対策委員会での実態把握、確認 ・学校評価による取り組みの確認 ・校内研修による授業研究会の実施
ACTION	・重点指導項目の検討と改善 ・年間指導計画の検討と改善

指導計画

月	学校行事等	取り組み内容等
4 月	○新任式・始業式・入学式 ・新しいクラスづくり ○1年生を迎える会 ・1年生の歓迎会	※「細井小のやくそく」の月別重点目標の設定 ※生徒指導情報交換 ※スクールカウンセラー活用計画の立案 ※教科・分掌部会 教育相談部会 ※いじめアンケートの実施、実態把握
5 月	○学級活動 ・「細井小のきまり」について ○いきいきタイム第1回 ・縦割りの班で活動の計画を立てよう ○公園たんけん①（1年）	※スクールカウンセラーとの打合せ ※いじめアンケートの実施、実態把握 ※職員会議での児童情報交換会の実施 (毎月実施)
6 月	○いきいきタイム第2回 ・班で仲良く遊ぼう	
7 月	○学校保健委員会 ○通学班集会 ・班ごとに振り返ろう ○1学期終業式 ○夏休みの過ごし方配布	※学校サポート会議の実施 ※夏季休業中の校外パトロール ※生徒指導部による取り組みの確認
8 月	*休業明けの不登校・自殺予防	※夏季休業中の校外パトロール
9 月	○みつけ清掃 ・自分から見つけて掃除しよう。	
10 月	○遠足、社会科見学 ・協力して楽しく行ってこよう。 ○いきいきタイム第3回 ○運動会 ○白川さんぽ②（1年）	
11 月	○就学時健康診断 ・6年 新就学児童のめんどろをみよう ○教育相談6回 ○いきいきタイム第4回 ○校内持久走大会 ○学習参観 ○Q-Uテスト実施	
12 月	○人権月間 ・人権について考えよう ○2学期終業式・大掃除 *いじめ防止強化月間 ・児童が主体となったいじめ防止活動 ○冬休みの過ごし方配布	※学校サポート会議の実施 ※生徒指導部による取り組みの確認
1 月	○3学期始業式 ○いきいきタイム第5回	
2 月	○新入学保護者説明会 ○学習参観 ○校内なわとび大会	※学校評価会議による取り組みの確認
3 月	○感謝の集い ・指導員さんへ感謝の気持ちを伝えよう。 ○6年生を送る会 ○細井保育所との交流（1年）	※細井小いじめ防止基本方針の見直し

	○通学班集会 ○春休みの過ごし方配布 ○卒業式・修了式	
--	-----------------------------------	--

(4) 校内研修

- 研修主題：学校生活への意欲を持ち、主体的に学びに向かう児童の育成
- Q-Uの実施、分析により、よりよい学級集団を目指す。
- いじめの理解や防止に関する研修、防止全体計画の共通理解
- 特別支援教育研修の実施

(5) 保護者・地域との連携

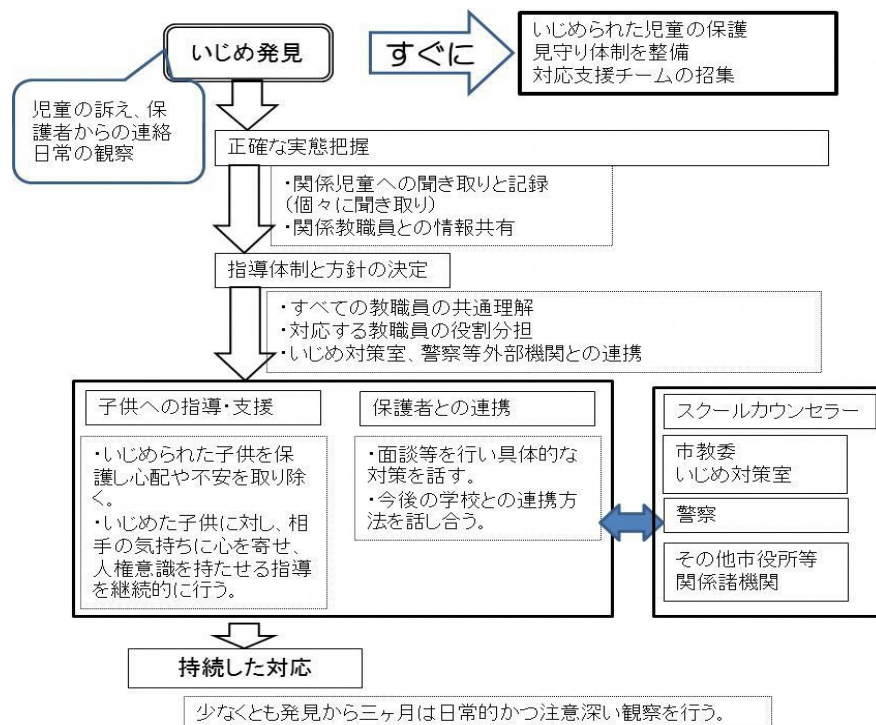
- 地域行事に児童が参加することにより、児童が地域に貢献し、有用感を持たせるとともに地域の人に認められるようにする。

4 いじめの対応

(1) 早期発見のための手立て

- なかよしアンケートの活用 ※毎月実施 関係部会での情報交換
- いじめ案件の集約と共通理解（記録用のエクセルファイルを用意）
- 日常観察を通した、人間関係の把握
- ケンカやふざけ合いの中でもいじめに発展するという職員の共通理解
- 教職員間の情報交換
- 関係部会の実施
- 教育相談
- スクールカウンセラー相談
- 保護者・地域との日常的な連携
- ネット上のいじめへの迅速な対応

(2) いじめ対応の流れ



5 その他

○ 評価と改善

生徒指導部会、いじめ対策会議等において、いじめ防止の取り組みや事案に対する対応等について評価を行い、いじめ防止活動のよりいっそうの充実を図るようにする。